○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町坂瀬川五二八〇の一、五二八〇の二、五二八〇の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百三十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三六の項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十三号（輸出貿易管理令別表第二の三六の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月八日から施行する。

平成二十一年十二月七日

経済産業大臣　直嶋　正行

第一号中「（ながす鯨を除く。）」を削る。

○経済産業省告示第三百四十号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月七日

経済産業大臣　直嶋　正行

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	平成21年10月3日		
登録認証機関の名称及び所在地	財団法人日本塗料検査協会 東京都渋谷区恵比寿3―12―8　日本塗料会館205	財団法人日本塗料検査協会 東京都渋谷区恵比寿3―12―8　日本塗料会館2F	財団法人日本塗料検査協会 東京都渋谷区恵比寿3―12―8　日本塗料会館205
認証を行う事務所の名称及び所在地	一　財団法人日本塗料検査協会 東京都渋谷区恵比寿3―12―8　日本塗料会館205	二　財団法人日本塗料検査協会東支部 神奈川県藤沢市宮前428	三　財団法人日本塗料検査協会西支部 大阪府寝屋川市成田町2―3
登録の区分	A（土木及び建築）、K（化学）		
認証を行う区域	日本、大韓民国及び台湾		

○経済産業省告示第三百四十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月七日

経済産業大臣　直嶋　正行

平成21年10月3日				平成21年10月3日			
財団法人建材試験センター 東京都中央区日本橋茅場町2丁目9番8号				財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号			
一　財団法人建材試験センター製品認証本部 埼玉県草加市高砂2丁目9番2号	A（土木及び建築）、B（一般機械）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）、L（繊維）、R（窯業）、S（日用品）、Z（その他）	日本、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、イタリア共和国、インドネシア共和国、エクアドル、オーストラリア、オーストリア共和国、カタール国、カナダ、カンボジア王国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、スペイン、タイ王国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パラグアイ共和国、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、メキシコ合衆国、ラオス人民民主共和国及びロシア連邦		二　財団法人建材試験センター西日本分室 山口県山陽小野田市大字山川字上鎖746番地の2	A（土木及び建築）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）、Z（その他）		
				財団法人日本建築総合試験所製品認証センター 大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号	A（土木及び建築）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）		